

下市町告示 第11号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第1項の規定により、下記地区の地域計画を変更したので、同条第8項の規定により公告する。

令和8年3月18日

下市町長 仲嶋 久雄



1 地域計画を変更した地区

- (1) 新住地区（新住団地・栃原団地・丸尾集落）
- (2) 下市地区（下市団地）
- (3) 平原地区（平原団地）
- (4) 栃原地区（栃原団地・栃原集落）
- (5) 阿知賀地区（瀬ノ上集落・岨集落・峯山集落、六田集落）
- (7) 梨子堂地区（梨子堂集落）